

7 高健対第 1440 号
令和 7 年 11 月 21 日

各医療機関 管理者 様
各薬局 管理者 様

高知県健康政策部健康対策課長

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援について

日頃は、本県の感染症対策にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の請求事務については、令和 7 年 4 月 3 日付け高知県健康政策部健康対策課長通知「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて」において、公費支援等の終了等に関して通知したところですが、この度、厚生労働省において改めて公費支援の取扱いが整理されましたので、各医療機関、薬局におかれましてはご確認いただき適切に処理していただきますようお願いいたします。

1 令和 7 年 12 月請求分以降の請求について

法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」及び「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 5 年 9 月 28 日保医発 0928 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知、令和 5 年 11 月 7 日最終改正）による公費負担者番号に係る請求については、今般、厚生労働省において、医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を確保したため、審査支払機関に対し、令和 7 年 12 月請求分より医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求の受付けを再開するよう依頼した旨の連絡がありましたのでお知らせします。

なお、公費支援について確保している予算は、令和 8 年 2 月請求分までが対象となりますので、未請求の医療機関、薬局におかれましては早急に請求をお願いします。

対象の公費番号：28390607、28390706、28390805

2 令和 7 年 2 月 14 日付け「新型コロナウイルス感染症患者等の公費負担医療費の今後の請求額等に関する調査について（依頼）」により令和 7 年 2 月 10 日の最終請求に間に合わないと回答した医療機関・薬局の対応について

避けがたい事由により、やむを得ず 2 月診療分請求にも間に合わない旨のご報告をいただいた医療機関等におかれては、令和 7 年 5 月 30 日付け高知県健康政策部健康対策課長通知

「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」により、厚生労働省が再審査請求の取扱いを整理するまでの間、再審査請求を含めたすべての請求について、審査支払機関は返戻又は保留することをお知らせしていましたが、上記1のとおりとなりましたのでご確認をお願いします。

なお、当該請求分についても、予算上、令和8年2月請求分までが公費支援の対象ですので、必ず期日までに請求を行っていただきますようお願いいたします。

高知県健康政策部健康対策課
感染症担当 杉本、尾木
TEL : 088-823-9677